

## 経費支弁計画書

国立大学法人筑波技術大学 学長 殿

私は、私費外国人留学生を対象とする授業料免除を申請するに当たり、下記の確認事項を理解した上で、1年間の経費支弁計画を申告します。

提出日  年  月  日

学籍番号又は入学予定年月

申請者氏名

## 【確認事項】

筑波技術大学では、本学の学生で、学修活動その他生活の全般を通じて、態度及び行動が学生としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者であって、一定の基準を満たすものに対し、授業料の免除を行います。

私費外国人留学生に対する免除を受けるためには、以下の2つの基準を満たす必要があります。

- (1) 「留学」の在留資格を有する私費外国人留学生であること
- (2) 学業成績基準を満たすこと

授業料免除が許可された場合は「全額免除」「半額免除」「一部免除」のいずれかが適用されます。予算の状況等に応じ、年度ごとに、学長が定める額の範囲内で免除が決定されます。予算には上限がありますから、申請が不許可になったり、免除額が小さくなったりする可能性があります。

授業料免除の許可は、半年（前期又は後期）ごとに行われます。免除を許可された場合でも、半年後に継続して免除を受けたいときは、必要な継続申請書類を提出する必要があります。

私は、1年間(本年4月から来年3月まで)の留学に係る経費の支弁について、以下の計画をしています。

本人の貯蓄	円
親族等からの仕送り	円
政府又はその他機関等からの奨学金 名称 <input type="text"/>	円
※ 政府その他機関等が本人に代わり授業料を負担する場合 や、本人に授業料相当額を支給する場合は、授業料免除 の申請はできません。	
障害基礎年金	円
障害福祉手当	円
その他 詳細 <input type="text"/>	円
合計	円

注意：経費支弁計画の内容は、授業料免除の審査には影響しません。ただし、留学ビザを取得するためには、留学生生活を維持できる経済的基盤を有している必要がありますから、それが確実に確保され、在留資格の取得又は更新がなされることを確認するために、上記の提出をお願いしています。